

平成30年9月20日

保護者様

群馬県立尾瀬高等学校

校長 小林 由隆

衣替えについて

夏季服装期間（6月1日から9月30日）がそろそろ終了となり、10月1日より衣替えになります。本校の服装規定は下記のとおりとなっておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

- 1 男女とも本校規定の制服の上下を着用する。
 - ①男女共にボタンをきちんと留めること
 - ②ズボンの腰履き、およびスカートを短くしての着用は不可
- 2 制服の上着内には本校規定のワイシャツ・ブラウスを着用する。
 - ①男子：左袖に本校のイニシャル入り
 - ②女子：本校規定のボタンダウンシャツ
- 3 制服の上着の下にセーターを着用してもよい。
 - ①男子：黒、紺、グレー、こげ茶のみ可。カーディガン、パーカーは不可。
 - ②女子：本校指定のセーター

*寒い時の防寒として着用するので、寒暖の調節は上着ではなくセーターの着脱とする
- 4 冬季においては登下校時、コート、オーバーの着用可。コートの色は黒、紺、グレー、こげ茶とする。

*学校では、染色、パーマ、眉毛剃り、髪型の変形を認めていません。また、ネックレス、指輪、ピアスなどの装飾品の着用も認めていません。家庭でもご指導をお願いいたします。